

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ジョーシン南彦根店 彦根市高宮町字遊行塚横田 1613-3 ほか
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
 - (1) 当施設から発生する事業系廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条第1項の規定に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
 - (2) 彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱（平成26年彦根市告示第92号）に基づき、大規模小売店舗を営む事業所で、店舗面積が1,000㎡を超える場合は、「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」および「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」を毎年4月末までに彦根市市民環境部生活環境課へ提出すること。
 - (3) 騒音対策については、引き続き、地域の環境へ配慮すること。とくに夜間は、店舗騒音以外にも来客の集団での会話、車両の空ぶかし等による排気騒音等を抑えるよう、引き続き来客者に協力を求めること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 令和2年9月11日から令和2年10月12日まで